

平成30年度大分県健全化判断比率審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の概要

この審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- 1 健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類の数値は、決算調書等及びその他資料等に基づき適正に表示されているか

を主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を実施した。

第2章 審査の結果及び意見

第1 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比率名	平成30年度	平成29年度	比較増減	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%
③実質公債費比率	9.4%	10.0%	△0.6	25%
④将来負担比率	167.4%	162.0%	5.4	400%

第2 審査意見

1 個別意見

- (1) 実質赤字比率について
平成30年度は実質赤字が生じていないので、算定されなかった。
- (2) 連結実質赤字比率について
平成30年度は連結実質赤字が生じていないので、算定されなかった。
- (3) 実質公債費比率について
平成30年度の実質公債費比率は9.4%となっており、早期健全化基準未満であった。
- (4) 将来負担比率について
平成30年度の将来負担比率は167.4%となっており、早期健全化基準未満であった。

2 是正改善に要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

平成30年度資金不足比率審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の概要

この審査に当たっては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- 1 資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類の数値は、決算調書等及びその他資料等に基づき適正に表示されているか

を主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を実施した。

第2章 審査の結果及び意見

第1 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

会 計 名	比 率 名	平成30年度	平成29年度	比較増減	経営健全 化 基 準
大 分 県 病 院 事 業 会 計	資金不足比率	—	—	—	20%
大 分 県 電 気 事 業 会 計	資金不足比率	—	—	—	20%
大 分 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	資金不足比率	—	—	—	20%
大分県港湾施設整備事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20%
大分県臨海工業地帯建設事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20%
大分県流通業務団地造成事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20%

第2 審査意見

1 個別意見

いずれの会計も平成30年度は資金不足が生じていないので、算定されなかった。

2 是正改善に要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。